

様式第6号（第16条関係）

保険適用終了後の特定不妊治療受診証明書

下記の者については、不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないとと思われるため、不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことの証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

【医療機関記入欄（主治医が記入すること）】

以下について確認し、間違いがなければ、レ点を記入してください。

- 下記の者が今回の治療までに実施した胚移植術の実施回数の合計が、保険診療における上限回数に達していることを確認しました。
- 当医療機関は、生殖補助医療にかかる保険医療機関です。
- 今回の治療は保険外診療で実施しました。

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日	年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)	
今回の治療方法	A B C D E F (該当する記号(注参照)に○を付けてください。)	AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください。)		
今回の治療期間※1	年 月 日 ~ 年 月 日			
最初の保険診療による治療開始日 (回数リセットの場合はリセット後の初回)	年 月 日			
今回の治療までの回数 ① 保険適用で実施した胚移植術の実施回数 ② 保険適用終了後の特定不妊治療の実施回数 ③ PGT-Aを含む特定不妊治療の実施回数	① 回	② 回	計	回
領収金額	〔今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る〕 特定不妊治療費 <u>領収金額</u> 円			

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母胎の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
 - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- (注2) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。